

中小企業退職金共済（中退共）契約のご案内

高知労働基準協会は、平成27年8月より、会員様の中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）への加入を受託できることとなりました。

平成27年1月現在、中退共制度への加入者数は328万人となっています。

従業員の意欲、生産性の向上に、人材の安定確保に、安心、確実、有利な中退共制度への加入をご案内いたします。

中退共制度とは

- ・事業主が、当協会を通じ中退共と退職金共済契約を結びます。
- ・毎月の掛け金は金融機関に納付します。
- ・従業員が退職したときは、その従業員に中退共から直接退職金を支払います。

特色

国の制度ですので安心、確実、有利な特典があります。

- ・国の助成 掛金の一部を国が助成します。
- ・簡単管理 毎月の掛け金は口座振替で支払います。
- ・全額非課税 有利な税法上の特典があります。
- ・退職金の支給 中退共から直接支給されます。

ご希望がありましたら、当頁をダウンロードし以下のことをご記入の上、FAX送信してください。

貴社名	
所在地	〒
担当者名	
電話番号	
ご希望の項目を○で囲んでください。 <ul style="list-style-type: none">・ 制度の内容が分かる資料（パンフレット）が欲しい・ 共済契約申込書が欲しい	

FAX送信先

高知労働基準協会 088-885-4301